



端末機器技術基準適合認定等業務規程

(2023年3月29日 施行)

(2025年1月24日 一部改正)

SGS ジャパン株式会社

目次

第1章 総則	3
第2章 認定等業務の執行体制	4
第1節 総則	4
第2節 認定員	5
第3章 基準設計認証	6
第4章 基準認定	7
第5章 条件設計認証	8
第6章 条件認定	10
第7章 試験等	11
第1節 認定等の申込に係る端末機器の試験	11
第2節 確認機器等の試験	11
第3節 試験の委託	12
第4節 測定機器等の管理	12
第8章 手数料等	12
第9章 認定等関連業務	13
第1節 認定証の発行	13
第2節 技術基準適合認定等証書等の再発行	13
第10章 内部監査	14
第11章 帳簿等の管理	14
第12章 会計等	15
第13章 雑則	15
附則	15
別表第1号 技術基準適合認定等申込書(第15条及び第24条関係)	16
別表第2号 申込書添付書類(第15条、第24条、第32条及び第39条関係)	18
別表第3号 受付確認通知書(第15条、第24条、第32条及び第39条関係)	20
別表第4号 技術基準適合認定等証書【基準設計認証】(第17条関係)	21
別表第5号 一部変更の範囲(第18条、第20条、及び第36条関係)	22
別表第6号 技術基準適合認定等証書【適合認定】(第26条関係)	25
別表第7号 技術的条件適合認定等申込書(第32条及び第39条関係)	26

別表第 8 号	技術的条件適合認定等証書【条件設計認証】(第 34 条関係)	27
別表第 9 号	技術的条件設計認証の表示(第 36 条及び第 42 条関係)	28
別表第 10 号	氏名又は名称等変更届出書(第 38 条及び第 44 条関係)	29
別表第 11 号	技術的条件適合認定等証書【条件認定】(第 41 条関係)	30
別表第 12 号	試験依頼書(第 47 条関係)	31
別表第 13 号	試験結果通知書(第 48 条関係)	32
別表第 14 号	技術基準・設計認証審査に係る標準手数料(第 52 条関係)	33
別表第 15 号	技術基準・適合認定審査に係る標準手数料(第 52 条関係)	35
別表第 16 号	技術的条件・設計認証審査に係る標準手数料(第 52 条関係)	36
別表第 17 号	技術的条件・適合認定審査に係る標準手数料(第 52 条関係)	37
別表第 18 号	認定証発行依頼書(第 55 条関係)	38
別表第 19 号	認定証(第 57 条関係)	39
別表第 20 号	認定等証書再発行依頼書(第 59 条関係)	41

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、SGSジャパン株式会社(以下「当社」という。)が電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」という。)第56条第1項の端末機器の設計についての認証(以下「基準設計認証」という。)及び第53条の規定による端末機器の技術基準適合認定(以下「基準認定」という。)並びに電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第32条第1項第5号の技術的条件に係る設計についての認証(以下「条件設計認証」という。)及び技術的条件の認定(以下「条件認定」という。)に関する業務を行うために必要な事項を定め、もって基準設計認証及び基準認定並びに条件設計認証及び条件認定(以下「認定等」という。)の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の区分等)

第2条 当社が行う認定等の事業は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号、以下「認定等規則」という。)第4条に定める事業とし、次のとおりとする。

- (1) 通話の用に供する端末機器
- (2) 前号以外の端末機器

2 当社が基準設計認証及び基準認定の対象とする端末機器は、認定等規則第3条に定める端末機器とする。

- (1) 固定電話端末(端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第二条第二項第七号に規定する固定電話端末をいう。)
- (2) インターネットプロトコル移動電話端末(端末設備等規則第二条第二項第九号に規定するインターネットプロトコル移動電話端末をいう。)
- (3) 専用通信回線設備等端末(端末設備等規則第二条第二項第十六号に規定する専用通信回線設備等端末をいう。)
- (4) 第一号から前号までに掲げるもの以外の端末機器(総務大臣が別に告示するものに限る。)

3 当社が条件設計認証及び条件認定の対象とする端末機器は次のとおりとする。

- (1) 移動通信端末
 - イ 事業用設備との接続において電波を使用する端末機器
 - ロ 移動用基地局設備に電波を使用して接続するための回線終端装置に接続する端末機器。ただし、その接続の技術的条件の規定内容が、通信信号の電氣的条件のみのものは、次号の専用通信回線設備等端末とする。
- (2) 専用通信回線設備等端末
専用通信回線設備、デジタルデータ伝送用設備に接続する端末機器及び技術的条件の規定が電氣的・光学的条件となっている事業用設備に接続する端末機器
- (3) インターネットプロトコル電話用設備に接続する端末機器
- (4) インターネットプロトコル移動電話用設備に接続する端末機器

(5) その他の通信端末

前3号以外の技術的条件が定められている事業用設備に接続する端末機器(移動用通信端末以外)で、網制御信号に関する規定が技術的条件で規定(技術基準の準用規定を含む。)されている事業用設備に接続する端末機器

(業務時間)

第3条 認定等の業務を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休日)

第4条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 年末年始、夏季休暇等上記の休日以外に当社が定めた休業日

(事務所等)

第5条 認定等の業務を行う事務所(以下「事務所」という。)は、下記のとおりとする。

会社名 SGSジャパン株式会社

住所 〒224-0021 神奈川県横浜市都筑区北山田3丁目5番23号

第2章 認定等業務の執行体制

第1節 総則

(認定等業務の基本指針)

第6条 認定等の業務の執行に当たっては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。
- (2) 審査は、法、認定等規則、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び関連告示等に基づき行うこと。
- (3) 認定等業務の透明性を期するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開すること。
- (4) 従業員(その職を退いた後を含む。)は、職務に関し知り得た秘密を漏らさないこと。

(認定等業務の執行体制)

第7条 認定等業務の適正な執行を期するため、当社に認定員、試験員及び事務担当者を置く。

(職務及び権限)

- 第8条 認定員(法別表第2号に定める資格を有する者であって、当社代表取締役から任命を受けたもの)は、認定等の求めに係る端末機器の技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」という。)への適合についての審査を行う。
- 2 試験員は、認定等規則別表第1号二に基づき試験を行い、試験結果報告書を作成し、認定員に報告する。
 - 3 事務担当者は、認定等の求めに係る窓口となり、申込書類の受理、内容確認等を行う。

第2節 認定員

(認定員の配置)

第9条 認定員の事務所への配置は、1名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

(認定員の職務遂行)

- 第10条 認定員は、認定等の業務の公共性及び重要性を自覚し、厳正に職務を遂行しなければならない。
- 2 認定員は、認定等の業務の独立、公正を確保するため、認定業務に際し当社以外の者からの指示又は報酬を受けてはならない。
 - 3 当社は、認定員が過去2年間に認定等の求めに係る端末機器の製造事業者等の役員又は使用人であったときは、当該申込に係る認定等の業務に従事させてはならない。

(秘密の保持)

第11条 認定員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(認定員の選任又は解任)

第12条 認定員の選任又は解任は、当社代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければ、その意に反して、解任することができない。

- (1) 認定員に休職を命じたとき。
- (2) 認定員を解雇したとき。
- (3) 認定員が退職したとき。
- (4) 認定員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
- (5) 認定員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。

(認定員の懲戒)

第13条 当社代表取締役は、認定員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒を行うことができる。

(認定員の選任及び解任の届出)

第14条 当社代表取締役は、認定員を選任し又は解任したときは、認定等規則第11条に規定する手続によりその旨を総務大臣に届出るものとする。

第3章 基準設計認証

(基準設計認証の申込み)

第15条 基準設計認証を受けようとする者は、別表第1号の申込書及び別表第2号の申込書添付書類を提出するものとする。

2 基準設計認証を受けようとする者は、別表第2号の申込書添付書類中、試験結果報告等書類に代えて基準設計認証の求めに係る端末機器を提出することができる。

3 当社は、申込書及び申込書添付書類等が事務所に到達したとき、直ちに申込みを受理する。

4 当社は、申込みを受理した後、申込書及び申込書添付書類等の点検をすみやかに実施して受付処理を行い、別表第3号の受付確認通知書等をもって申込者に通知する。

(審査)

第16条 審査は、認定等規則別表第2号に基づき行う。

(審査結果の通知)

第17条 当社は、前条の審査の結果、申込みに係る設計について認証したときは、別表第4号の技術基準適合認定等証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、前条の審査の結果、基準設計認証を拒否するときは、理由を付して申込者に通知する。

3 前2項の通知は、原則として、申込みを受理した日から15日以内(第4条に規定する休日を除く。)に行うものとする。ただし、申込書又は申込書添付書類等に不備があったときは、この限りでない。

(基準設計認証の報告等)

第18条 当社は、前条第1項の認証をしたときは、認定等規則第19条第3項各号に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、それぞれの期間経過後2週間以内に総務大臣に提出するものとする。

(検査記録の作成等)

第19条 第17条第1項の設計認証を受けた者(以下「認証取扱業者」という。)は、設計認証に係る確認の方法に従い、当該認証設計に基づく端末機器について検査を行い、認定等規則第21条に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から10年間保存しなければならない。

- (1) 検査に係る設計認証番号
- (2) 検査を行った年月日及び場所
- (3) 検査を行った責任者の氏名
- (4) 検査の方法

(5) 検査の結果

- 2 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第20条 認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について前条の義務を履行したときは、当該端末機器に認定等規則第22条で定める表示を付するものとする。

(申込みの取下げ)

第21条 申込者は、申込みの全部又は一部を取り下げることができる。

(基準設計認証事項の変更届出)

第22条 認証取扱業者は、次に掲げる事項に変更(認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、認定等規則第19条第5項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

- (1) 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認証設計に基づく端末機器の名称

- 2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な認証等についての報告)

第23条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- (1) 認証取扱業者が不正な手段により設計認証を受けたこと
- (2) 認定員が法令に違反して設計認証の審査をしたこと
- (3) 認証設計に基づく端末機器が技術基準に適合していないこと

第4章 基準認定

(基準認定の申込)

第24条 第15条の規定は、基準認定の申込みについて準用する。この場合において、「基準設計認証」とあるのは「基準認定」と読み替えるものとする。

(審査)

第25条 審査は、認定等規則別表第1号に基づき行う。

(審査結果の通知)

第26条 第17条の規定は、基準認定の審査結果の通知について準用する。この場合において、第1項中「申込みに係る設計」とあるのは「申込機器」と、「別表第4号」とあるのは「別表第6号」と、第2項中「基準設計認証」とあるのは「基準認定」と読み替えるものとする。

(表示)

第27条 当社は、基準認定をしたときは、認定等規則第10条に基づき当該端末機器の見やすい箇所に表示するものとする。

(基準認定の報告等)

第28条 当社は、基準認定をしたときは、認定等規則第8条第3項各号に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間ごとに、それぞれの期間経過後2週間以内に総務大臣に提出するものとする。

(申込みの取下げ)

第29条 第21条の規定は、基準認定の申込みの取下げについて準用する。

(基準認定事項の変更届出)

第30条 基準認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更(基準認定を受けた日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、認定等規則第8条第5項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

- (1) 基準認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 基準認定に基づく端末機器の名称

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な認定等についての報告)

第31条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- (1) 基準認定を受けた者が不正な手段により基準認定を受けたこと
- (2) 認定員が法令に違反して基準認定の審査をしたこと

第5章 条件設計認証

(条件設計認証の申込み)

第32条 条件設計認証を受けようとする者は、別表第7号の申込書及び別表第2号の申込書添付書類を提出するものとする。

2 条件設計認証を受けようとする者は、別表第2号の申込書添付書類中、試験結果報告等書類に代えて条件設計認証の求めに係る端末機器を提出することができる。

- 3 第1項の端末機器が、第15条に定める基準設計認証の求めに係る端末機器と同一(以下「技術的条件複合端末」という。)の場合には、別表第1号の申込書の技術的条件の欄に所要事項を記載するほか、別表第2号の申込書添付書類に技術的条件に係る試験結果等に関する資料を追加し、他の書類は技術的条件複合端末として一体化した書類とするものとする。
- 4 当社は、申込書及び申込書添付書類等が事務所に到達したとき、直ちに申込みを受理する。
- 5 当社は、申込みを受理した後、申込書及び申込書添付書類等の点検をすみやかに実施して受付処理を行い、別表第3号の受付確認通知書をもって申込者に通知する。

(審査)

第33条 審査は、認定等規則別表第2号に準じて行う。

(審査結果の通知)

第34条 当社は、前条の審査の結果、申込に係る設計について認証したときは、別表第8号の技術的条件適合認定等証書をもって申込者に通知する。ただし、技術的条件複合端末の場合は、別表第4号の様式に条件設計認証に関する事項を記載する。

- 2 当社は、前条の審査の結果、条件設計認証を拒否するときは、理由を付して申込者に通知する。
- 3 前2項の通知は、原則として、申込みを受理した日から15日以内(第4条に規定する休日を除く。)に行うものとする。ただし、申込書又は申込書添付書類等に不備があったときは、この限りでない。

(検査記録の作成等)

第35条 第34条第1項の条件設計認証を受けた者(以下「条件認証取扱業者」という。)は、認定等規則第21条の規定に準じて次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から10年間保存するものとする。

- (1) 検査に係る条件設計認証番号
- (2) 検査を行った年月日及び場所
- (3) 検査を行った責任者の氏名
- (4) 検査の方法
- (5) 検査の結果

(表示)

第36条 条件認証取扱業者は、条件認証設計に基づく端末機器について前条の義務を履行したときは、認定等規則第22条の規定に準じて当該端末機器の見やすい箇所に認証を付するものとする。ただし、これによりがたい場合は、取扱説明書等に表示することができる。

- 2 前項の表示は、別表第9号に定めるとおりとする。
- 3 当社は、認証の表示方法について外観図等添付書類で確認するものとする。

(申込みの取下げ)

第37条 第21条の規定は、条件設計認証の申込みの取下げについて準用する。

(条件設計認証事項の変更届出)

第38条 条件認証取扱業者は、次に掲げる事項に変更(条件認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、認定等規則第19条第5項の規定に準じて、遅滞なく別表第10号の届出書を当社に提出するものとする。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

- (1) 条件設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条件認証設計に基づく端末機器の名称

第6章 条件認定

(条件認定の申込み)

第39条 第32条の規定は、条件認定の申込みについて準用する。この場合において、第1項中「条件設計認証」とあるのは「条件認定」と、第2項中「条件設計認証の求めに係る端末機器」とあるのは「基準認定の求めに係る端末機器」と、第3項中「第15条に定める基準設計認証」とあるのは「第24条に定める基準認定」と読み替えるものとする。

(審査)

第40条 審査は、認定等規則別表第1号に準じて行う。

(審査結果の通知)

第41条 第34条の規定は、条件認定の審査結果の通知について準用する。この場合において、第1項中「申込みに係る設計」とあるのは「申込機器」と、「別表第8号」とあるのは「別表第11号」と、「別表第4号」とあるのは「別表第6号」と読み替えるものとする。

(表示)

第42条 当社は、条件認定をしたときは、認定等規則第10条の規定に準じて別表第9号に定める認定証を条件認定した端末機器の見やすい箇所に付するものとする。ただし、基準認定と同時に条件認定をした場合は、認定等規則様式第7号に定める認定証に条件認定に係る認定番号を併記したものを付するものとする。

(申込みの取下げ)

第43条 第21条の規定は、条件認定の申込みの取下げについて準用する。

(条件認定事項の変更届出)

第44条 条件適合認定を受けた者は、当該認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更(基準適合認定を受けた日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、遅滞なく別表第10号の届出書を当社に提出するものとする。

第7章 試験等

第1節 認定等の申込に係る端末機器の試験

(端末機器の試験)

第45条 当社は、別表第2号の申込書添付書類中、試験結果報告等書類が提出されなかった場合、認定等の申込に係る端末機器について試験を行う。

2 試験員は、認定等規則別表第1号二に基づき試験を行い、試験結果報告書を作成し、認定員に報告する。

3 前項の報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 試験担当者名
- (2) 試験実施年月日
- (3) 試験実施場所
- (4) 試験に使用した測定機器名並びに較正を行った直近の年月日及び較正等機関名
- (5) 試験を実施した際の環境条件(室温、湿度)
 - (6) 端末機器の名称
 - (7) 試験項目及び試験結果
 - (8) 試験の方法

4 申込者は、第2項の試験に立ち会うことができる。

第2節 確認機器等の試験

(確認機器等の試験)

第46条 当社は、依頼により、認定等規則別表第4号二に定める技術基準適合自己確認に係る特定端末機器(以下「確認機器」という。)等の試験を行う。

(試験の依頼)

第47条 確認機器等の試験を依頼しようとする者は、別表第12号に定める試験依頼書に当該依頼に係る確認機器等及びその設計書等を添えて提出するものとする。

2 当社は、試験項目について依頼者の確認を得ながら点検をすみやかに実施して受付処理を行う。

3 依頼者は、試験に立ち会うことができる。

(試験結果の通知)

第48条 当社は、別表第13号の試験結果通知書をもって依頼者に通知する。

第3節 試験の委託

(試験の委託)

第49条 当社は、試験の一部又は全部について当社で対応できない状況にあるときは、申込者等の同意を得て、下記試験機関に試験の一部又は全部を委託する。

- (1) 一般財団法人 電気通信端末機器審査協会(東京都港区元赤坂一丁目1番5号)
- (2) SGS Taiwan Limited(No.134,Wu Kung Rd., New Taipei industrial Park, Wuku Dist.New Taipei City,Taiwan)
- (3) SGS-CSTC Standard Technical Services Co., Ltd(16F, Century Yuhui Mansion, No.73 Fucheng Road Beijing,P.R.China)

- 2 当社は、他の試験機関が行った試験結果について申込者等に責任を負う。
- 3 当社は、第1項の試験の委託を行った場合において、委託先と、認定等規則第8条第2項各号(認定等規則第19条第2項において準用する場合を含む。)の取り決めを含んだ個別契約書を、締結するものとする。
- 4 当社は、認定等規則第8条第2項各号(認定等規則第19条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項について取り決めた文書を当社内に備え付け、直接利害関係を有する者から閲覧の申し出があったときは、閲覧に供するものとする。

第4節 測定機器等の管理

(測定機器等の管理)

第50条 試験員は、試験が適正に行われるよう試験に使用する測定機器及び測定室の環境について管理し、その状況を管理簿に記録する。

(測定機器の較正)

第51条 試験員は、試験に使用する測定機器について、法第87条第1項第2号に定める較正を行い、較正の状況を測定機器較正管理簿に記録する。

第8章 手数料等

(認定等手数料の額)

第52条 第15条の基準設計認証を受けようとする者の支払う標準手数料(以下、手数料という)の額は、別表第14号のとおりとする。

- 2 第24条の基準認定を受けようとする者の支払う手数料の額は、別表第15号のとおりとする。
- 3 第32条の条件設計認証を受けようとする者の支払う手数料の額は、別表第16号のとおりとする。
- 4 第39条の条件認定を受けようとする者の支払う手数料の額は、別表第17号のとおりとする。
- 5 試験結果報告等書類の提出がないため、当社で端末機器の試験を行う場合は、手数料の額に試験手数料を加算した額とする。



(端末機器試験手数料の額)

第53条 第47条第1項の確認機器等の試験を受けようとする者の支払う手数料の額は、最低100,000円(消費税別)とし、試験項目に応じて加算する。

(手数料の収納)

第54条 当社は、認定等の申込又は確認機器の試験の依頼を受理したときは、前条の手数料の請求書をもって請求し、当社の銀行口座への振込みにより収納する。

第9章 認定等関連業務

第1節 認定証の発行

(発行依頼)

第55条 当社は、認定等を受けた者の依頼に応じて当該認定等に係る端末機器に表示する認定証を発行するものとする。

2 認定証の発行を受けようとする者は、別表第18号の認定証発行依頼書を当社に提出するものとする。

(手数料の額)

第56条 手数料の額は、認定証50枚単位で10,000円(消費税別)とする。

(認定証の発行及び手数料の収納)

第57条 当社は、認定証発行依頼書を受理したときは、別表第19号の認定証を発行すると共に発行手数料を請求し、当社の銀行口座への振込みにより収納する。

(認定証発行管理簿)

第58条 当社は、認定証の発行状況を認定証発行管理簿に記録するものとする。

第2節 技術基準適合認定等証書等の再発行

(再発行の依頼)

第59条 当社は、既に認定等証書の交付を受けた者の依頼に応じて、当該認定等証書の再発行を行うものとする。

2 認定等証書の再発行を受けようとする者は、別表第20号の認定等証書再発行依頼書を当社に提出するものとする。

(手数料の額)

第60条 手数料の額は、認定証書1件につき20,000円(消費税別)とする。

(手数料の収納及び認定等証書の再発行)

第61条 当社は、認定等証書を再発行すると共に、発行手数料を請求し、当社の銀行口座への振込みにより収納する。

(認定等証書再発行記録簿)

第62条 当社は、認定証の発行状況を認定等証書再発行記録簿に記録するものとする。

第10章 内部監査

(内部監査の実施)

第63条 当社は、認定等業務の品質の維持・向上を図るため、定期(年1回)又は臨時に認定等業務について内部監査を行う。

2 当社は、内部監査の実施計画を策定して監査を行い、その結果を内部監査実施記録簿に記録する。

(監査結果に基づく措置)

第64条 前条の監査の結果、改善すべき事項があった場合は、すみやかに是正措置を講じ、当該措置状況を内部監査実施記録簿に記録する。

第11章 帳簿等の管理

(帳簿等管理者)

第65条 当社における帳簿等の管理に関する事務の管理責任者として、帳簿等管理者を置く。

(帳簿の種類及び保存期間)

第66条 帳簿の種類及び保存期間は、次のとおりとする。

(1) 認定等規則第15条に定める帳簿	10年
(2) 認定等規則第23条において準用する第15条に定める帳簿	10年
(3) 申込書及び申込書添付書類	10年
(4) 試験結果報告書	10年
(5) 測定機器等管理簿	5年
(6) 測定機器較正管理簿	5年
(7) 認定証発行管理簿	5年
(8) 認定等証書再発行記録簿	5年
(9) 内部監査実施記録簿	5年

(保存期間の起算)

第67条 帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。



(帳簿等の保存方法)

第68条 帳簿等は、組織としての管理が適切に行い得る専用の場所で保存するものとする。この場合において、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保存する。

第12章 会計等

(会計整理)

第69条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。

(会計帳簿等の保存期間)

第70条 前条の会計帳簿及びその他会計に関する書類の保存期間は、10年とする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第71条 当社は、次の各号に掲げる資料を当社に備え付け、閲覧に供するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録

第13章 雑則

第72条 この規定に定めるもののほか、必要に応じて細則を定める。

2 前項の細則を定めたときは、総務大臣に届け出るものとする。

第73条 当社は、端末機器技術基準適合認定等業務規程を公開するものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、2025年1月24日以降に当社が受理した申込みから適用する。



別表第 1 号 技術基準適合認定等申込書 (第 15 条及び第 24 条関係)

技術基準適合認定等申込書

提出年月日 年 月 日

SGS ジャパン株式会社 殿

申 込 者 住所 〒
 法人名
 代表者名 役職名
 氏名
 申込責任者 担当部署
 責任者名 役職名
 氏名
 電話番号
 メールアドレス

私は下記の代理人を定めて、技術基準適合認定等に関する申込手続に係る権限を委任します。
 尚、申込書類の記載内容は申込者が最終的な責任を負います。

申込代理人 住所 〒
 法人名
 責任者 役職名
 氏名

電気通信事業法の規定による技術基準適合認定等を受けたいので、別紙書類等を添えて申込をします。

電気通信事業法第 53 条第 1 項の規定による端末機器の技術基準適合認定 (製造番号:)
電気通信事業法第 56 条第 1 項の規定による端末機器の設計認証
電気通信事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号の規定による端末機器の技術的条件適合認定等

記

申込機器名				
申込区分	記号		新規申込	一部変更申込
機 器 の 種 類	技術 基準 適用 端末	G	固定電話端末	
		H	インターネットプロトコル移動電話端末	
		P	専用通信回線設備等端末(インターフェースの種類1)	
			専用通信回線設備等端末(インターフェースの種類2以上)	
		Q	その他の端末	
	-	セキュリティ基準に該当する端末機器		
技術的	L	専用通信回線設備等に接続される端末機器(インターフェースの種類1)		

条件 適用 端末		専用通信回線設備等に接続される端末機器(インターフェースの種類2以上)
	J	移動通信用設備に接続される端末機器
	M	インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器
	N	インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器
	K	その他の通信用設備に接続される端末機器
試験結果		試験結果を記載した書類の添付

申込区分の補足	申込機器名	異名: 新規の申込機器	同名: 既認定機器と同名
	認定番号	付番: 新規の番号を希望	同番: 既認定機器と同じ番号を希望
一部変更申込の場合	既認定機器名		
	既認定番号		
	既認定年月日		
情報公開延期希望	希望する	希望する公開時期	年 月 頃
		延期する主な理由	

・該当する箇所に○印をつけてください。

申 込 書 添 付 書 類

添付する書類	説 明
端末機器概要説明書	端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概要について説明した資料をいう。
試験結果報告等書類 (* 1)	<p>端末機器について、技術基準及び技術的条件に適合していることを説明した資料で、次の(1)及び(2)に適合する試験結果を記載した書類及び当該試験結果が次の(1)及び(2)に適合することを示す書類をいう。また、セキュリティ基準にかかわる端末機器に関しては、(3)に適合することを示す書類をいう。</p> <p>(1) 電気通信事業法第 8 7 条第 1 項第 2 号の較正等を受けた測定機器等を使用して試験を行ったものであること。(* 2)</p> <p>(2) 総務省告示第 9 9 号(平成 1 6 年 1 月 2 6 日)で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。</p> <p>(技術的条件については、当該技術的条件に係る電気通信事業者、当社及び申込機器に係る製造業者等の三者で合意した試験方法、その他合理的と認められる方法により行った試験であること。)</p> <p>(3) セキュリティ基準に係る試験結果(2020 年 4 月 1 日より)</p> <p>設定画面の写し(操作マニュアルと重複する場合は省略可能)</p> <p>設計段階での動作確認結果(実機サンプルを提出する場合は省略可能)</p> <p>セキュリティ基準に適合するために機能性をどのように実現しているかわかる資料(操作マニュアルと重複する場合は省略可能)</p>
外観図	端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面又は写真をいう。
接続系統図及びブロック図	端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との接続方法を記載した図面及び当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。
操作マニュアル	<p>端末機器の取り扱いおよび操作の方法を説明した資料を言う。</p> <p>2020 年 4 月 1 日以降セキュリティ基準にかかわる機器に関しては下記の記載があること</p> <p>端末設備等規則第 3 4 条の 1 0 に示される各機能の説明資料</p> <p>利用者が行う、アクセス制御機能に係る識別符号を変更する方法に関する説明資料</p>
確認方法書(* 3)	<p>端末機器の設計についての認証に係る申込の場合に必要な資料であって、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法に係る事項を記録した資料であって、具体的には認定等規則別表第 3 号に定める資料【別添】をいう。</p>

* 1 試験結果報告等書類の提出がない場合は、端末機器の提出が必要です。

* 2 試験の際使用した測定器等に次の事項を記載した資料を提出していただきます。

名称又は型式 製造事業者名 製造番号 較正等の年月日 較正等を行った者の
氏名又は名称

* 3 規則別表第 3 号に定める資料【別添】に替えて端末機器の取扱いに係る工場等の全部が規則別表第 3 号に掲げる事項のすべてに適合していることを証する次の何れか又はこれに準ずる登録証（写し）を提出することができます。ただし、当該認証規格でカバーされていない事項については代替できません。

ISO9001 JIS Q9001 TL9000 と同等と見做せる場合。

【 別 添 】

確 認 方 法 書 の 記 載 事 項

事 項	記 載 内 容
1 組織並びに管理者の責任及び 権限	電気通信事業法第 5 7 条第 1 項の義務（以下「設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が、明確にされていることの説明。
2 設計合致義務を履行するための 管理	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の取扱いにおける管理方法に関する規程が、具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき設計合致義務が適切に履行されることの説明。
3 端末機器の検査	設計合致義務を履行するために必要な端末機器の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明。
4 測定器等の管理方法	端末機器の検査に必要な測定器等の管理に関する規程が文書として整備され、それに基づき測定器等の管理が適切に行われることの説明。
5 その他の事項	その他設計合致義務を履行するために必要な事項。

受付確認通知書

殿

SGS ジャパン株式会社

下記の端末機器について、受付けたことを通知します。

申込者名	
端末機器の名称	
端末機器の種類	
受付番号	
予約番号	
通知年月日	年 月 日
備 考	
<p>注 上記の予約番号については、下記事項を了承願います。</p> <p>(1) 申込資料の審査過程によっては、予約番号が変更になる場合があります。</p> <p>(2) 当該申込について不適合通知がなされた場合は、予約番号は無効とします。</p>	

別表第4号 技術基準適合認定等証書〔基準設計認証〕(第17条関係)

技術基準適合認定等証書

殿

設計認証を受けた者	
端末機器の名称	
端末機器の種類	
端末機器の認証番号	
認 証 年 月 日	
備 考	
<p>端末機器の取り扱いについては、下記事項を了承願います。</p> <p>(1) 本品は、申込書類等に基づき、回線へ接続するための技術基準に適合しているかどうか及び当該設計に合致するものとなることができるか審査したもので、機器の品質、性能を保証するものではありません。</p> <p>(2) 機器への認証の表示は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第21条の検査記録を作成の後、規則第22条に定める方法で行ってください。</p>	

上記のとおり、電気通信事業法第56条第1項の規定に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証します。

年 月 日

SGS ジャパン株式会社

一部変更の範囲

端末機器の種類	一部変更の範囲	
一 固定電話端末 (G)	1 電話機	(1) 次の接続インタフェースが異なること。 電話回線 (2) 次の方式・機能が異なること。 通話回線方式 網制御装置及び素子 選択信号方式 拡声通話機能 自動発信機能の有無 自動応答機能の有無 肉声通話以外の通信機能の有無 (3) 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 上記(2)の機能部を除く形状が異なること。 (5) 最大収容回線が異なること。
	2 構内交換 設備又はボ タン電話装 置	(1) 次の交換機又は主装置の基本機能が異なること。 通話路方式 通話路構成 通話電流の供給方式 基本 制御方式及び素子 内線制御信号伝送方式(ライン回路で対 処可能なものを除く。) (2) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (3) 交換機又は主装置の形状が異なること。(形状が同様に、 幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (4) 次の最大収容回線数及び収容回線増設単位が異なるこ と。 電話回線 内線 電話回線+内線
	3 変復調装 置	(1) 1の(2)及び次の方式・機能が異なること。 通信方式(全二重・半二重) 最高送信通信速度 変調 方式 搬送周波数 同期方式 通信制御手順 網制御機 能(自動再発信機能の有無を除く。) (2) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること。(形状が同様に、幅、奥行き及び高さ の和の比が10%を超えるものを除く。) (5) 最大収容回線が異なること。
	4 ファクシミ リ	(1) 3の(1)に掲げる方式・機能が異なること。 (2) 通話機能の有無が異なること。 (3) 上記(1)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 形状が異なること。(形状が同様に、幅、奥行き及び高さ の和の比が10%を超えるものを除く。) (5) 形状が異なること。(形状が同様に、幅、奥行き及び高さ の和の比が10%を超えるものを除く。) (5) 最大収容回線が異なること。

		(6) 最大収容回線が異なること。
	5 その他の 端末機器	(1) 1の(1)に掲げる接続インタフェースが異なること。 (2) 3の(1)に掲げる方式・機能が異なること。 (3) 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 基本設計が異なること。 (5) 主たる装置の形状が異なること。(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (6) 最大収容回線が異なること。
	6 総合デジタル通信 設備に接続 される端末 機器	(1) 次の接続インタフェースが異なること。 基本 一次群 基本+一次群 (2) 回線交換接続機能の有無が異なること。 (3) 基本設計が異なること。 (4) 形状が異なること。(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (5) 最大収容回線(基本及び一次群)が異なること。
	7 インター ネットプロ トコル電話 用設備に接 続される端 末機器	(1) 接続インタフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (4) 最大収容回線が異なること。
ニ インターネットプロトコル移動 電話端末(H)		(1) 接続インタフェースが異なること。 (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (4) 最大収容回線が異なること。
三 専用通信回線設備等端末(P)		(1) 次の基本機能が異なること。 接続する技術基準適用上のインタフェースの種類 3の(1)の ~ までの機能 上記に係る回路及びプログラム (2) 基本設計が異なること。 (3) 形状が異なること。(形状が同様で、幅、奥行き及び高さの和の比が10%を超えるものを除く。) (4) 最大収容回線が異なること。 (5) セキュリティ基準の対象の有無が異なること。

四 その他の端末 (Q)	1 携帯電話端 末(3G)	(1) 次の接続インタフェースが異なること。 使用電波別移動電話回線 使用電波別移動通信(パケット)回線 使用電別移動通信回線 + 使用電波別移動通信(パケット) 回線 (2) 次の方式・機能が異なること。 通話回線方式 自動発信機能の有無 自動応答機能の有 無 (3) 上記(2)に係る回路及びプログラムが異なること。 (4) 上記(2)の機能部を除く形状が異なること。 (5) 最大収容回線が異なること。
	2 無線呼出 端末	(1) 基本設計が異なること。 (2) 上記(1)の機能部を除く形状が異なること。

技術基準適合認定等証書

殿

認 定 を 受 け た 者	
端 末 機 器 の 名 称	
端 末 機 器 の 種 類	
端 末 機 器 の 認 定 番 号	
認 定 年 月 日	
備 考	
<p>本品は、申込書類等に基づき、回線へ接続するための技術基準との適合について 審査したもので、機器の品質、性能を保証するものではありません。</p>	

上記のとおり、電気通信事業法第53条第1項の規程に基づく技術基準適合認定
を行ったものであることを証します。

年 月 日

SGS ジャパン株式会社

技術的条件適合認定等申込書

年 月 日

SGS ジャパン株式会社 殿

申込者 住所 〒
 法人名
 代表者名 役職名 氏名
 申込責任者 担当部署
 責任者名 役職名 氏名
 電話番号
 メールアドレス

下記の端末機器について、電気通信事業法施行規則第32条第1項第5号の端末機器の

技術的条件について

	設計認証
	適合認定

 を受けたいので、別紙書類等を添えて提出します。
 (適合認定時の製造番号)
 記

申込機器名					
認定等区分	記	設計認証		適合認定	
申込区分	号	新規申込		一部変更申込	
機器の種類	L	専用通信回線設備等に接続される端末機器(インターフェースの種類1)			
		専用通信回線設備等に接続される端末機器 (インターフェースの種類2以上)			
	J	移動用通信用設備に接続される端末機器			
	M	インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器			
	N	インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器			
	K	その他の通信用設備に接続される端末機器			
試験結果		試験結果を記載した書類の添付			

- ・該当する箇所に○印をつけてください。
- ・申込責任者は、端末機器の製造及び品質管理などについて責任と権限を有する者とします。
- ・記号とは、別表第9号に記載の端末機器の種類の記号とします。

技術的条件適合認定等証書

殿

設計認証を受けた者	
端末機器の名称	
端末機器の種類	
端末機器の認証番号	
認証年月日	
備 考	

本品は、申込書類等に基づき、回線へ接続するための技術的条件との適合について審査したもので、機器の品質、性能を保証するものではありません。

上記のとおり、電気通信事業法施行規則第32条第1項第5号の規程に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証します。

年 月 日

SGS ジャパン株式会社

技術的条件設計認証の表示

技術的条件設計認証の表示は、次のとおりとする。

- 1 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 2 色彩は適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 3 認証番号は次のとおりとします。

(1) 最初の文字は端末機器の種類に従い下表に定めるところによります。

端末機器の種類	記号
移動通信端末	J
専用通信回線設備等端末	L
インターネットプロトコル電話用設備端末	M
インターネットプロトコル携帯電話用設備端末	N
その他の通信端末	K

(2) 次に受付西暦(下2桁)を付与します。

(3) その後、当社の通し番号(4桁)を付与します。

【参考】認証番号の例

L	23	001
端末機器種類	西暦	通し番号

氏名又は名称等変更届出書

年 月 日

SGS ジャパン株式会社 殿

住 所
 会 社 名
 氏 名
 電 話 番 号
 メールアドレス

技術的条件について

<input type="checkbox"/>	設計認証
<input type="checkbox"/>	適合認定

を受けた事項について下記のとおり変更が

ありましたので届け出ます。

記

1 変更した事項

変更した事項		変 更 後	変 更 前
設 計 認 証	設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名		
	設計認証に基づく端末機器の名称		
適 合 認 定	適合認定を受けた者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名		
	適合認定に基づく端末機器の名称		

2 変更した年月日 年 月 日

該当する箇所に○印をつけてください。

技術的条件適合認定等証書

殿

認定を受けた者	
端末機器の名称	
端末機器の種類	
端末機器の認定番号	
認定年月日	
備 考	
<p>本品は、申込書類等に基づき、回線へ接続するための技術的条件との適合について審査したもので、機器の品質、性能を保証するものではありません。</p>	

上記のとおり、電気通信事業法施行規則第32条第1項第5項の規程に基づく技術的条件適合認定を行ったものであることを証します。

年 月 日

SGS ジャパン株式会社

試験依頼書

年 月 日

SGS ジャパン株式会社 殿

住 所
 会 社 名
 氏 名
 電 話 番 号
 メールアドレス

下記端末機器について

<input type="checkbox"/>	技術基準
<input type="checkbox"/>	技術的条件

に係る試験を依頼したいので端末機器

及び別紙書類を添えて提出します。

記

機器の名称	
端末機器の種類	
試験を依頼する項目	
備 考	

- ・該当する箇所に○印を付してください。
- ・備考欄には、本依頼に基づく試験結果報告書について、技術基準適合認定等の申込書の添付又は技術基準適合自己確認に係る試験の委託等、当該試験結果報告書の使用目的について記載してください。

試験結果通知書

年 月 日

殿

SGS ジャパン株式会社

下記の端末機器について、技術基準適合認定等に関する規則別表第1号二の規定に基づき試験を行った結果を通知します。

記

機器の名称	
機器の種類	
試験項目	
試験実施年月日	
試験場所	
試験実施者	
試験管理者	
試験結果	
測定機器及び校正	別紙試験結果報告書等書類に記載
備 考	

備考欄には、試験について当社が委託した場合の委託項目及び受託者名について記載しています。

技術基準設計認証審査に係る標準手数料 「設計認証」(消費税別)

手数料の額(円)(*8) 端末機器の種類	記号 (*9)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)			
		新規		一部変更(*3)	
		単独	複合 (*4)	単独	複合 (*4)
1 固定電話端末	G	240,000	220,000	120,000	110,000
2 インターネットプロトコル移動電話端末 (*6) (*7)	H	300,000	270,000	160,000	140,000
3 専用通信回線設備等端末(*5) インタフェースの種類 1	P	100,000	90,000	80,000	60,000
インタフェースの種類 2 以上		130,000	110,000	100,000	90,000
4 その他の端末(3G 移動電話端末等)(*6) (*7)	Q	240,000	220,000	120,000	110,000
5 端末設備等規則第 9 条(端末設備内において電 波を使用する端末機器)のみに係る機器	P	120,000	-	100,000	-
6 セキュリティ基準にかかわる機器	-	20,000	30,000	20,000	30,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第 2 号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。試験内容によっては、一部又は全部の試験を外部の試験機関に委託する場合があります。

(*3) 「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申込みとします。(別表第 5 号参照)

(*4) 「複合」とは、2 以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*5) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等(平成 23 年総務省告示第 87 号)別表第 1 号から別表第 6 号に定める種類とします。

(*6) インターネットプロトコル移動電話端末とその他の端末(3G 移動電話端末)との双方にまたがる端末は 表に掲げる額(複合)から 5 万円減額します。27+22-5=44 万円

(*7) (音声なし) 移動電話端末は、機器の種類「専用通信回線設備等端末」「記号 P」とします。

「WLAN を除く無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される(音声なし) 移動電話端末は、「インターネットプロトコル移動電話端末」と同額としその額から 5 万円減額します。

30-5=25 万円



また、インターネットプロトコル移動電話端末とその他の端末(3G 移動電話端末(音声なし)との双方にまたがる移動電話端末は、併せて(*6)の対応も行う。(27+22-5)-5=39 万円

(*8) 設計認証書の再発行料は、20,000 円/1 枚(消費税別)とします。

(*9) 記号とは、別表第 19 号に記載の端末機器の種類記号とします。

技術基準適合認定審査に係る標準手数料 「適合認定」

端末機器の種類	手数料の額(円)(*7)(*9)	記号(*8)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)	
			単独	複合(*3)
1 固定電話端末		G	30,000	30,000
2 インターネットプロトコル移動電話端末(*5)(*6)		H	40,000	40,000
3 専用通信回線設備等端末(*4)		P		
インタフェースの種類1			30,000	25,000
インタフェースの種類2以上			40,000	40,000
4 その他の端末(3G 移動電話端末等)(*5)(*6)		Q	30,000	30,000
5 端末設備等規則第9条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器		P	35,000	-
6 セキュリティ基準にかかわる機器		-	10,000	20,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第2号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。

(*3) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*5) インターネットプロトコル移動電話端末とその他の端末(3G 移動電話端末)との双方にまたがる端末は、表に掲げる額(複合)から1万円減額します。4+3-1=6万円

(*6) (音声なし)移動電話端末は、機器の種類「専用通信回線設備等端末」「記号P」とします。

「WLANを除く無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される(音声なし)移動電話端末は、「インターネットプロトコル移動電話端末」と同額としその額から1万円減額します。

4-1=3万円

また、インターネットプロトコル移動電話端末とその他の端末(3G 移動電話端末(音声なし))との双方にまたがる移動電話端末は、併せて(*5)の対応も行う。(4+3-1)-1=5万円

(*7) 技術基準定証書の再発行料は、5,000円/1枚とします。

(*8) 記号とは、別表第19号に記載の端末機器の種類の記号とします。

(*9) この手数料の料金は、端末機器の台数が10台以内の場合の料金とし、10台を超える毎に同料金を加算します。

別表第16号 技術的条件・設計認証審査に係る標準手数料(第52条関係)

技術的条件設計認証審査に係る標準手数料 「条件設計認証」(消費税別)

端末機器の種類	手数料の額(円)(*6)	記号(*7)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)			
			新規		一部変更(*3)	
			単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
1 移動通信端末機器		J	266,000	224,000	172,000	130,000
2 専用通信回線設備等端末機器 インタフェースの種類1(*5) インタフェースの種類2以上		L	123,000 10,000	84,000 5,000	90,000 9,000	50,000 2,000
3 インターネットプロトコル電話用 設備に接続される端末機器		M	228,000	207,000	125,000	110,000
4 インターネットプロトコル移動電 話用設備に接続される端末機器		N	250,000	220,000	160,000	130,000
5 その他の通信端末機器		K	280,000	235,000	178,000	135,000
6 セキュリティ基準にかかわる機器			10,000	20,000	10,000	20,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第2号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。

(*3) 「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします。(別表第5号参照)

(*4) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*5) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*6) 条件設計認証書の再発行料は、20,000円/1枚(消費税別)とします。

(*7) 記号とは、別表第19号に記載の端末機器の種類の記号とします。

別表第17号 技術的条件・適合認定審査に係る標準手数料(第52条関係)

技術的条件適合認定審査に係る標準手数料 「条件認定」(消費税別)

手数料の額(円)(*5、*7) 端末機器の種類	記号 (*6)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)	
		単独	複合(*3)
1 移動通信端末機器	J	75,000	60,000
2 専用通信回線設備等端末機器(*4) インタフェースの種類 1	L	60,000	50,000
インタフェースの種類 2 以上		30,000	25,000
3 インターネットプロトコル電話用 設備に接続される端末機器	M	60,000	55,000
4 インターネットプロトコル移動電 話用設備 に接続される端末機器	N	70,000	60,000
5 その他の通信端末機器	K	70,000	60,000
6 セキュリティ基準にかかわる機器		10,000	20,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第2号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。

(*3) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*5) 条件認定証書の再発行料は、20,000円/1枚(消費税別)とします。

(*6) 記号とは、別表第19号に記載の端末機器の種類の記号とします。

(*7) この手数料の料金は、端末機器の台数が10台以内の場合の料金とし、10台を超える毎に同料金を加算します。

認定証発行依頼書

年 月 日

SGS ジャパン株式会社 殿

住 所
 会 社 名
 氏 名
 電 話 番 号
 メールアドレス

下記の通り、認定証の交付を申し込みます。

記

機器の名称	
認定番号 認証番号	
認定ラベルの種類	技術基準 (直径 5mm 直径 3mm) その他 技術的条件
枚数	枚

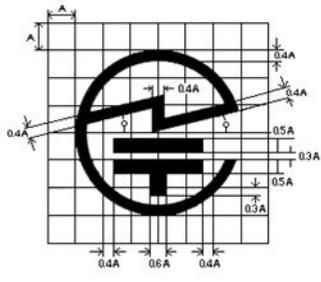
該当する箇所に ✓をつけてください。

認定証

1. 表示は、次の様式(マーク)に設計認証については記号 **T** 及び設計認証番号を付加したものの、適合認定については記号 **A** 及び技術基準適合認定番号を付したものである。

また、条件認定あるいは条件設計認証については、次の様式を表示せずに記号 **U** 及び認定又は認証の番号を付したものである。

マークの様式



- 1) マークの大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- 2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- 3) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- 4) 設計認証番号又は技術基準適合認定番号は第 2 項のとおりであること。
- 5) 記載方法については、要求事項に従うこと。

2. 設計認証番号、技術基準適合認定番号等

(1) 最初の文字は端末機器種類に従い次表定めるとおりとする。

端末機器の種類	記号
固定電話端末	G
インターネットプロトコル移動電話端末	H
専用通信回線設備等端末	P
その他の端末	Q

端末機器の種類 (条件設計認証および条件認定の場合)	記号
移動通信用設備に接続される端末機器	J
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	L
インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	M
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	N
その他の通信用設備に接続される端末機器	K

* 2 種類以上の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器に係る記号を列記するものとする。

(2) 次に受付年西暦 (下 2 桁) を付与する。

(3) その後に、当社の通し番号 (4 桁) を付与する。



(4) 末尾の 3 桁の番号は、登録認定機関の識別番号を付与する。

設計認証番号の表示例

T	GHPQ	25	0001	006
端末機器の種類		西暦	通し番号	登録認定機関
(1 ~ 4 文字)				識別番号



別表第20号 認定等証書再発行依頼書(第59条関係)

認定等証書再発行依頼書

SGS ジャパン株式会社 殿

年 月 日

住 所
会 社 名
氏 名
電 話 番 号
メー ル ア ド レ ス

下記のとおり認定等証書の再発行を依頼します。

認証（認定）を受けた者	
機器名	
機器の種類	
認証番号 認定番号	
認証年月日 認定年月日	年 月 日
備考	